

# 会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類

(吸収合併に関する事後備置書類)

2021 年 7 月 1 日

蔵王産業株式会社

2021年7月1日

## 会社法第801条第1項に定める事後備置書類

(吸収合併に関する事後備置書類)

東京都江東区毛利 1-19-5

蔵王産業株式会社

代表取締役社長 沓澤 孝則

当社及びエタニ産業株式会社は2021年4月14日に締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、エタニ産業株式会社を吸収合併消滅会社、効力発生日を2021年7月1日とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行いました。  
会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本件合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）  
2021年7月1日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過
    - ア 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）  
該当事項はありません。
    - イ 新株予約権買取請求（会社法第787条）  
該当事項はありません。
    - ウ 債権者の異議（会社法第789条）  
エタニ産業株式会社は、会社法第789条第2項に従い、2021年5月25日に官報において債権者に対する公告を行い、知れている債権者に各別に催告をしましたが、会社法第789条第1項の規定に従いエタニ産業株式会社に対して異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
該当事項はありません。
  - (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
    - ア 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）  
当社は会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2021 年 5 月 25 日に当社の株主に対して公告を行いました。なお、当社において本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求はありません。
    - イ 債権者の異議（会社法第 799 条）  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条に従い、2021 年 5 月 25 日に官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定に従い、当社に対して異議を述べた債権者はいませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）  
当社は、本件合併の効力発生日である 2021 年 7 月 1 日をもって、エタニ産業株式会社  
の権利義務の一切を承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法  
施行規則第 200 条第 5 号）  
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
2021 年 7 月 1 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）  
該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面）

2021 年 5 月 25 日

蔵王産業株式会社

2021年5月25日

## 吸収合併に係る事前開示書面

東京都江東区毛利 1-19-5  
蔵王産業株式会社  
代表取締役社長 北林 恵一

当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エタニ産業株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行うことにしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

吸収合併存続会社である当社及び吸収合併消滅会社であるエタニ産業株式会社は、本合併の効力発生日において、完全親子会社の関係にあるため、当社は本合併に際して、株式、金銭、その他の合併の対価を交付しません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

エタニ産業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従って、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までに、前各号に掲げる事項に変動が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

本事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示します。

以上



## 吸収合併契約書

蔵王産業株式会社（以下「甲」という。）とエタニ産業株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との間の合併（以下「本件合併」という。）に関して、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本件合併の内容）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併を行う。

2 本件合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号のとおりとする。

① 甲（吸収合併存続会社）

- ・商号 蔵王産業株式会社
- ・住所 東京都江東区毛利1-19-5

② 乙（吸収合併消滅会社）

- ・商号 エタニ産業株式会社
- ・住所 東京都目黒区柿の木坂1-5-1

（本件合併に際して交付する金銭等）

第2条 甲は乙の発行済株式の全てを保有しているため、株式、金銭その他の合併の対価を交付しないものとする。

（資本金、資本準備金に関する事項）

第3条 甲は乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併によって甲の資本金及び資本準備金並びに利益準備金の金額は増加しないものとする。

（合併承認決議）

第4条 甲は会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続きにより、乙は会社法第784条第1項に定める略式合併の手続きによりそれぞれ株主総会の決議を受けることなく、それぞれ取締役会決議をもって行うものとする。

（効力発生日）

第5条 本件合併の効力発生日は、2021年7月1日とする。但し、甲及び乙は協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。

（会社財産等の承継）

第6条 甲は、2021年3月31日時点における貸借対照表その他計算書類を基礎とし、これに第5条に規定する効力発生日の前日までの増減を考慮した資産・債務・権利義務の一切を第5条に規定する効力発生日に乙から承継する。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、第5条に規定する効力発生日まで、それぞれ善良な管理者の注意をもって各自の事業を行い、その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、事前に相手方に報告の上、その同意を得なければならない。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、第5条に規定する効力発生日における乙の従業員を承継する。但し、勤続年数については乙における勤続年数を通算するものとし、その他の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(合併の解除及び変更)

第9条 甲及び乙は本契約締結後、第5条に規定する効力発生日までの期間、天変地異その他当事者の責に帰さない事情により、甲又は乙の資産・債務・経営状態等に大幅な変動があった場合、協議によって本件合併の条件・内容を変更すること及び本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、第4条に規定する機関での決議が得られない場合及び法令に定められた関係官庁の認可が得られない場合、その効力を失うものとする。

(合意管轄)

第11条 本契約に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、契約書1通を作成し、甲乙記名捺印し、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年4月14日

甲	住所	東京都江東区毛利1丁目19番5号 蔵王産業株式会社
	氏名	取締役社長 北林 息一
乙	住所	東京都目黒区柿の木坂1丁目5番1号 工夕二産業株式会社
	氏名	代表取締役 中村 誠



行會及村書局二分二  
知 許 中 委 務 課 課 長

# 第65期 決算報告書

平成31年 4月 1日から

令和2年 3月31日まで

営 業 報 告 書  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
監 査 報 告 書

エタニ産業株式会社

# 営業報告書

65期（自 令和元年4月1日 至 令和2年3月31日）

## 1. 経営成績

当期を振り返りますと、4月1日は新元号『令和』が発表されました。

「令和」には悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。

こうした日本の国柄を、しっかりと次の時代へと引き継いでいく。

厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたいとの願い込めて決定されました。

さて、当社の主力であるフィットネス業界は2013年から2019年の6年間で13%拡大しています。

この要因を探ってみると、総合フィットネスから特化型フィットネスクラブへフィットネスのあり方が変化してきていると言えます。

総合フィットネスクラブとはプールやサウナ、ヨガスタジオなど複合施設となり、店舗維持に人件費や水道光熱費など固定費の割合が高く利益確保が大変でした。

そこにアメリカから、特化型のフィットネスクラブの業態が日本にも入ってきました。

例えば「女性専用小規模サーキットジム」「24時間営業セルフ型ジム」「ホットヨガ」「ストレッチ専門店」などお客様の特化しているニーズに呼応し、さらに、シニア層に目を向けた60歳からの運動スクール「OyZ（オイズ）」をコナミスポーツが展開し、自治体が推進する神奈川県健康寿命の延伸への取り組みとして「未病センター」の認証店舗をカーブスが取得するなど従来の概念からはみ出した展開が見えます。

そんな需要を察知して各社は、老朽化の店舗などのリニューアル工事、機器の買い替えなど設備投資も増加傾向にありました。

この状況下、主力であるプール浄化剤（前年比2%減少）、DPD関連（前年比4%減少）となりましたが、新たに新規物件の施工を初め、リニューアル工事、スケール除去施工など施設改善など要望を広げ、結果前年11%アップの41,521千円となりました。

結果、今期売上高341,063千円（前年比2%増加）経常利益51,538千円（前年比18%増加）純利益32,317千円（前年比18%増加）となりました。

## 2. 次期見通し

この度のコロナウイルスの影響は、弊社主力顧客様のスポーツクラブやホテル・旅館なども影響され殆どが休業となりました。4、5月は想像以上に影響を受けました。現場責任者の声として、現状復帰に最低2年の歳月が掛かるとのことです。受身的アイテムから攻める態勢を構築し、新たな要求にも順応し、主力であるプール浄化剤導入、DPD試薬、タンク式自動注入方式を推進してまいります。

またINV導入を含めた水質管理システムと+省エネ提案を展開し、空間環境にも焦点を宛て、施設改善のプロフェッショナルとして信頼を高めて参ります。

顧客サービス向上へ、環境衛生への提案強化などを行い、より多くのパイプを繋げ、主力製品と同時に新たな事業にも積極的に取り組み売上高350,000千円を見込んでおります。

以上

## 1. 業績の推移

区 分 \ 期	65期	64期	63期	62期
	H31年4月～ R2年3月	H30年4月～ H31年3月	H29年4月～ H30年3月	H28年4月～ H29年3月
売上高(千円)	341,063	333,792	308,136	306,456
当期純利益(〃)	32,318	27,304	29,827	27,268
総資産(〃)	430,768	348,615	351,662	318,774
純資産(〃)	312,939	295,191	282,987	263,960
1株当たり当期純利益(円)	455.06	455.06	497.12	454.46
1株当たり純資産(円)	5,215.65	4,919.85	4,716.45	4,399.33

(注) 1株当たり当期純利益は平均発行済株式総数により算出し、1株当たり純資産は期末発行済み株式総数に基づき算出しています。

## 2. 会社の概要

### (1) 主要な事業内容

- ① スイミングプール・温泉用水質浄化剤の販売。
- ② 清掃機器の販売
- ③ ホテル客室向用品の販売。

### (2) 主な営業所

本 社 : 東京都目黒区柿の木坂1-5-1

## 3. 株式の状況

- ① 会社が発行できる株式の総数 118,000 株
- ② 発行済み株数 60,000 株
- ③ 当期末株主数 1 名
- ④ 株主の構成状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
蔵王産業株式会社	60,000株	100%

## 4. 従業員の状況

	当期末従業員数	前年比	平均年齢	平均勤続年数
男 子	4名	±0	46.5	14.5
女 子	2名	±0	47.5	11.4
合 計	6名	±0	46.8	13.3

5. 取締役及び監査役

役名	氏名	担当業務・主な職務
代表取締役社長	中村 誠	総括
取締役	北林 恵一	蔵王産業㈱／代表取締役社長
取締役	沓澤 孝則	蔵王産業㈱／取締役副社長
監査役	田原 裕之	蔵王産業㈱／経理課課長代理

6. 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

令和2年3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(294,598,739)	流動負債	(99,995,243)
現金預金	174,981,752	買掛金	77,592,986
受取手形	3,529,736	未払金	1,094,621
売掛金	35,083,226	未払消費税	2,178,000
商品	79,663,080	未払法人税等	11,809,400
前払費用	850,945	賞与引当金	2,989,000
貸付金	500,000	未払費用	3,607,732
貸倒引当金	-10,000	預り金	723,504
固定資産	(136,169,644)	固定負債	(17,834,300)
有形固定資産	(128,539,038)	退職給付引当金	11,764,300
建物	30,240,122	役員退職慰労引当金	6,070,000
建物付属設備	258,091		
構築物	5,395		
車輜運搬具	1,447,905		
工具器具備品	389,103		
土地	96,198,422		
無形固定資産	(183,500)		
電話加入権	183,500		
投資その他の資産	(7,447,106)		
敷金	139,000		
繰延税金資産(固定)	7,308,106		
		負債合計	117,829,543
		資 本 の 部	
		資本合計	(312,938,840)
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	282,938,840
		利益準備金	7,500,000
		別途積立金	108,500,000
		繰越利益剰余金	166,938,840
		(内、当期純利益)	(32,317,511)
資産合計	430,768,383	負債・資本合計	430,768,383

注) 1. 有形固定資産減価償却累計額

46,942,437円

2. 1株当たりの当期純利益

455円06銭

# 損 益 計 算 書

自 平成31年 4月 1日  
至 令和 2年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	341,062,665
売 上 原 価	
期首商品棚卸高	61,638,414
当期商品仕入高	228,002,078
合 計	289,640,492
期末商品棚卸高	79,663,080
売 上 総 利 益	131,085,253
販管費及び一般管理費	81,518,535
営 業 利 益	49,566,718
営 業 外 収 益	
受取利息	1,261
貸倒引当金戻入益	10,000
為替差益	1,319,231
雑収入	461,466
経 常 利 益	51,358,676
税 引 前 当 期 純 利 益	51,358,676
法人税及び住民税	20,000,000
法人税等調整額	-958,835
当 期 純 利 益	32,317,511

## 販売費及び一般管理費

自 平成31年 4月 1日  
至 令和 2年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	12,000,000	
給 料	28,188,083	
厚 生 費	9,705,910	
退 職 給 付 費 用	896,900	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額	1,040,000	
賞 与 引 当 金 繰 入	2,989,000	
出 張 交 通 費	2,600,606	
運 賃 荷 造 費	5,182,545	
通 信 費	1,511,152	
広 告 宣 伝 費	1,389,606	
燃 料 費	578,292	
修 繕 費	717,113	
交 際 接 待 費	688,987	
試 験 研 究 費	1,650	
家 賃	960,000	
賃 借 料	786,225	
水 道 光 熱 費	868,588	
消 耗 品 費	1,888,739	
備 品 費	403,982	
印 刷 費	89,774	
保 険 料	1,147,336	
支 払 手 数 料	2,687,183	
租 税 公 課	1,203,176	
減 価 償 却 費	1,725,273	
雑 費	2,268,415	
合 計	81,518,535	

株主資本等変動計算書  
 当期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位円)

	株主資本				利益剰余金			評価・換算差額	自己株式	純資産合計	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金				利益剰余金合計
平成31年期末首残高	30,000,000	0	0	0	7,500,000	108,500,000	149,291,329	265,291,329	0	0	295,291,329
当期中の変動額											
別途積立金											0
剰余金の配当							▲ 14,670,000	▲ 14,670,000			▲ 14,670,000
当期純利益							32,317,511	32,317,511			32,317,511
自己株式の取得											0
株主資本以外の項目の当期中の変動額								0			0
当期中の変動額合計	0	0	0	0	0	0	17,647,511	17,647,511	0	0	17,647,511
令和2年期末残高	30,000,000	0	0	0	7,500,000	108,500,000	166,938,840	282,938,840	0	0	312,938,840

### (重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価方法及び評価基準は、移動平均法による低価法を採用しています。
2. 固定資産の減価償却は、建物については定額法を、建物付属設備、構築物を平成28年4月に定額法とし、その他の有形固定資産については定率法を採用しています。
3. 退職給付引当金は、役員・従業員の期末現在の自己都合退職に基づく要支給額の100%を計上しています。
4. 消費税の会計処理は税抜き方式を採用しております。

# 監査報告書

エタニ産業株式会社

代表取締役社長 中村 誠 殿

私、監査役は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの  
第65期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書、株主資本等  
変動計算書に関する議案及び付属明細書を監査しました結果、適法且つ  
正確であることを認めます。

令和  
平成 2年6月5日

監査役 田原裕之

